

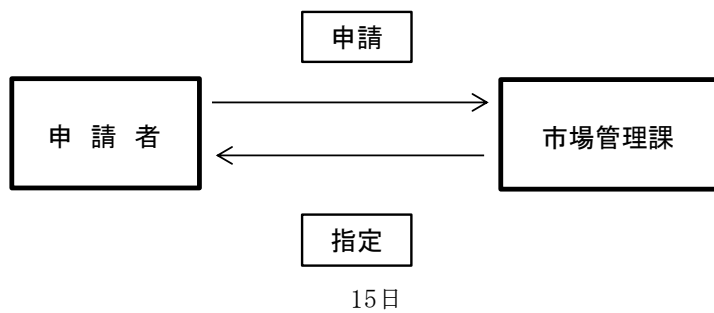
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 46

処 分 名	卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の市場施設の使用指定	
処 分 の 概 要	卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の市場施設の使用の指定をする。	
根 拠 法 令 名	松山市公設水産地方卸売市場業務条例(平成23年条例第17号)	
条 項	第63条第1項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	15日	
標 準 処 理 期 間	計	15日
審 査 基 準		
未設定		
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市公設水産地方卸売市場業務条例 (市場施設の使用指定等)</p> <p>第63条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設(市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。)の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。</p> <p>2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。</p> <p>3 第1項の規定による指定又は前項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可を受けようとする者(当該者が法人である場合においては、その業務を執行する役員を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定又は当該許可をしないものとする。</p> <p>(1) 暴力団員等</p> <p>(2) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している者</p> <p>(3) その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められる者</p> <p>5 第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可を受けた者が、その期間満了後引き続き指定又は許可を受けようとするときは、改めて市長に指定又は許可の申請をしなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。